

無断複製
目的外使用を禁ず

マンションの省エネ改修の提案について



(社)日本建材・住宅設備産業協会
マンション省エネ改修推進部会

平成22年2月23日

本日お話しする項目

- 提案目的とマンション省エネ改修推進委員会のご紹介
- マンション省エネ改修の考え方
- 建産協の広報・PRツール紹介
- 省エネ改修における税制優遇・補助金
- 住宅版エコポイント制度

建産協とは

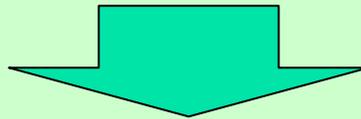
社団法人 日本建材・住宅設備産業協会と言います。
良質な建材・住宅設備機器の普及・啓発を進め、
同産業の基盤整備および振興を図り、
国民生活の向上に貢献しています。

会長会社 : TOTO株式会社
副会長会社 : 太平洋セメント株式会社
YKK AP株式会社
日本板硝子株式会社
ニチ八株式会社
パナソニック電工株式会社

提案の目的

- 既築マンションの省エネ改修に関する普及促進活動を通じて、住宅の43.5% (平成15年度実績) を占める共同住宅の省エネルギー対策を促進することにより、
温室効果ガス排出量削減目標等の達成に寄与することを目的とする。

築後30年以上の高経年マンションが100万戸



- 既築マンションの省エネ改修を通じ、住まわれる方々の快適化を促進し、建物、設備の長寿命化、社会的資源の長期有効活用に貢献したい。

「マンション省エネ改修推進部会」の体制

社団法人 日本建材・住宅設備産業協会 (建産協)

省エネ・環境委員会

マンション省エネ推進部会

普及促進分科会

共用部推進分科会

専有部推進分科会

マンションの省エネ改修提案へのアプローチ

(1) マンションの省エネ改修を普及させるための 異業界を横断した「仕組みづくり」の確立

関係者(マンション管理組合・マンション管理士・建築家)による
合意形成支援体制の確立

(2) 広報・PR活動の実施

省エネ改修広報・PRツールを作成

「**既築マンション省エネ改修提案書**」(機材メニュー、実例メニュー含む)など

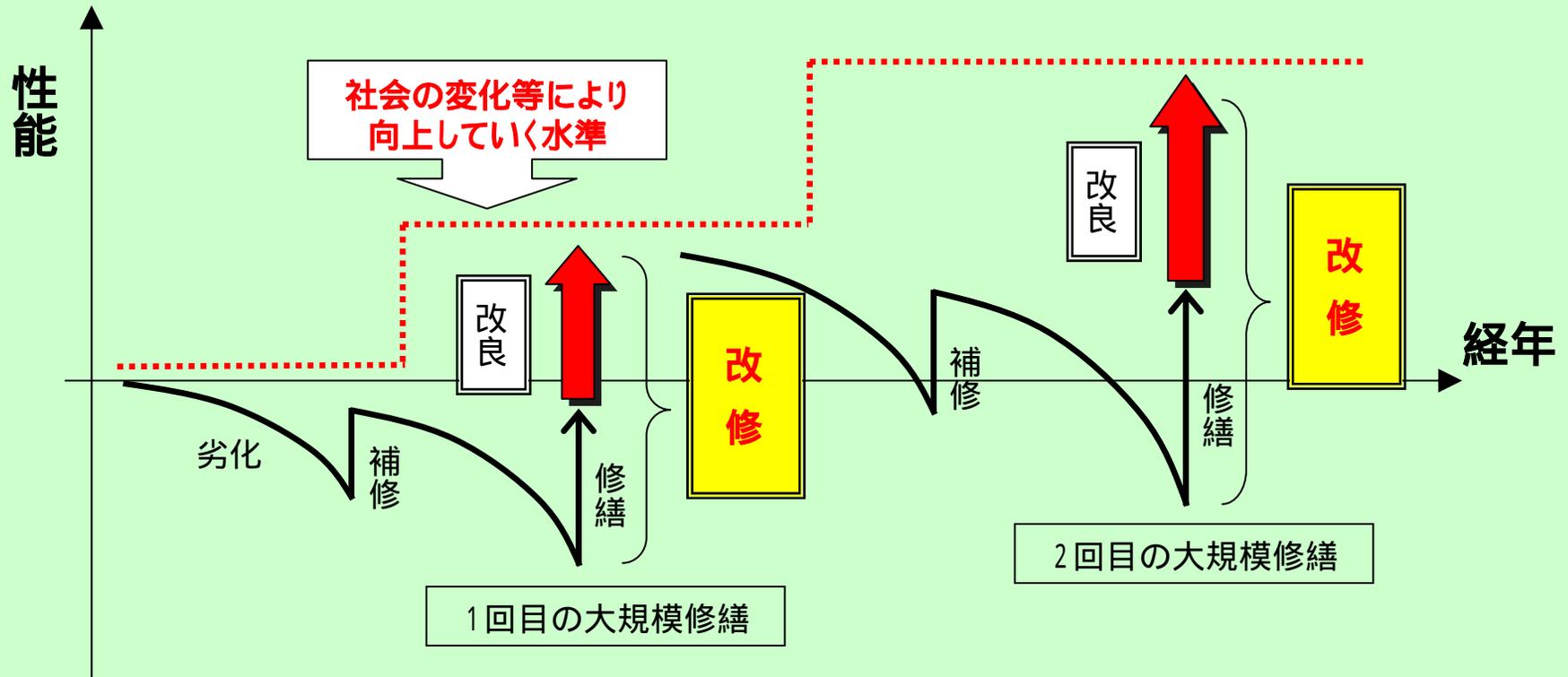
研修会、セミナー、展示会を通して、マンション管理組合・マンション
管理会社・マンション管理士・建築家に既築マンションの断熱改修等の
理解を深めていただく。

省エネ建材・設備機器の普及促進

居住環境の改善、省エネルギー建材や設備機器の導入方法、
さらに、大規模修繕改修時に省エネ改修の潜在的需要を引き出し、
居住価値が高まることを居住者に共感してもらい、既築マンションの
再活性化につなげる。

「マンション改修」による資産価値の向上

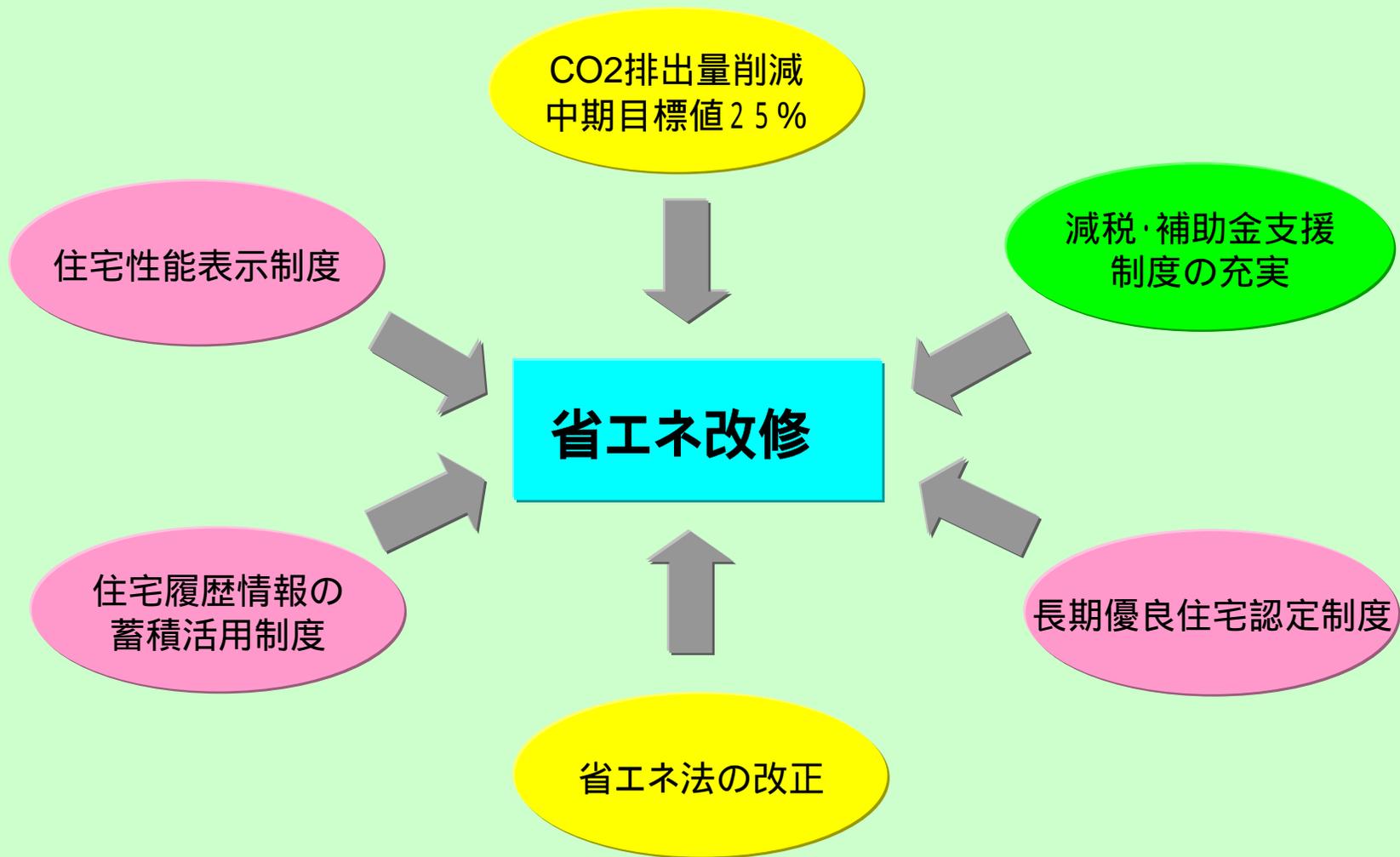
マンションの資産価値の維持・向上のためには、単なる「修繕工事」ではなく、修繕と改良を含めた「改修工事」を行っていくことが重要



国土交通省「改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル」より

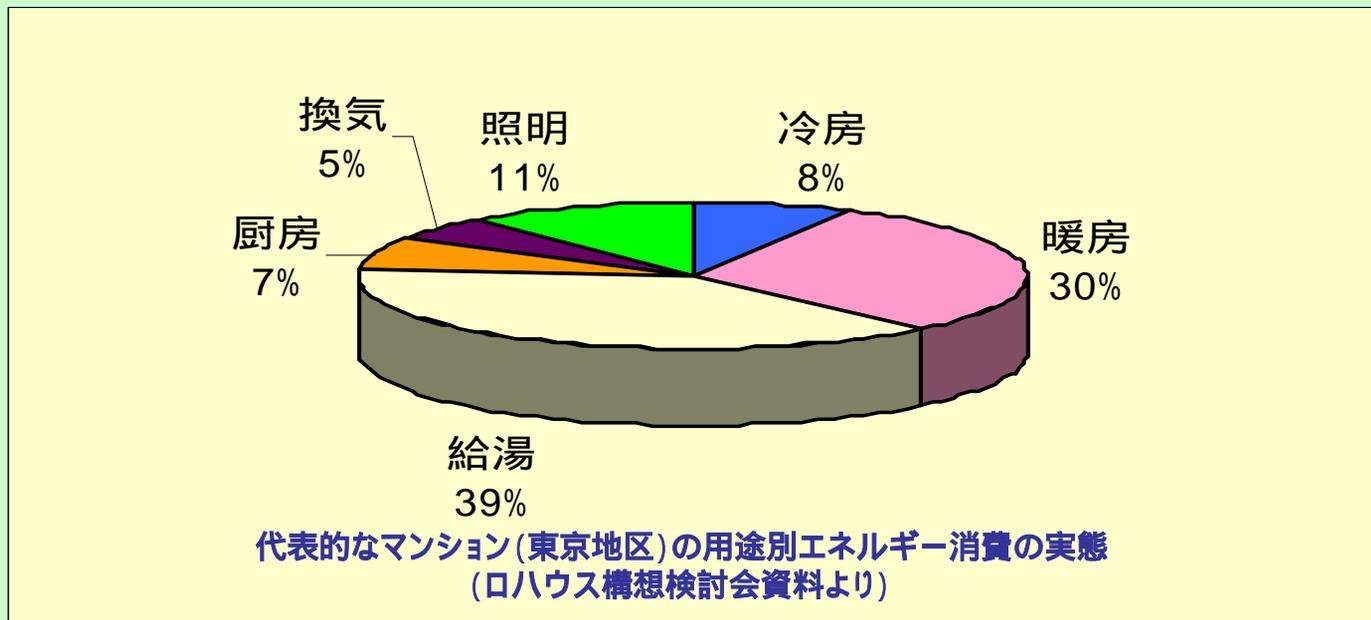
「改良工事」を実施する際には、耐震性、機能性、美観性、バリアフリー、快適性などの視点はもちろんのこと、最近の地球温暖化問題の高まりを踏まえた「**省エネ性向上**」のための検討が重要。また、**資金計画もそれに応じて見直しが必要**。

省エネ改修と時代的背景



省エネ改修とは。

建物の断熱性・気密性を確保し、
高効率な省エネ型住宅設備機器(空調・換気、給湯、
照明、水廻り等)を
導入することと定義付けられます。

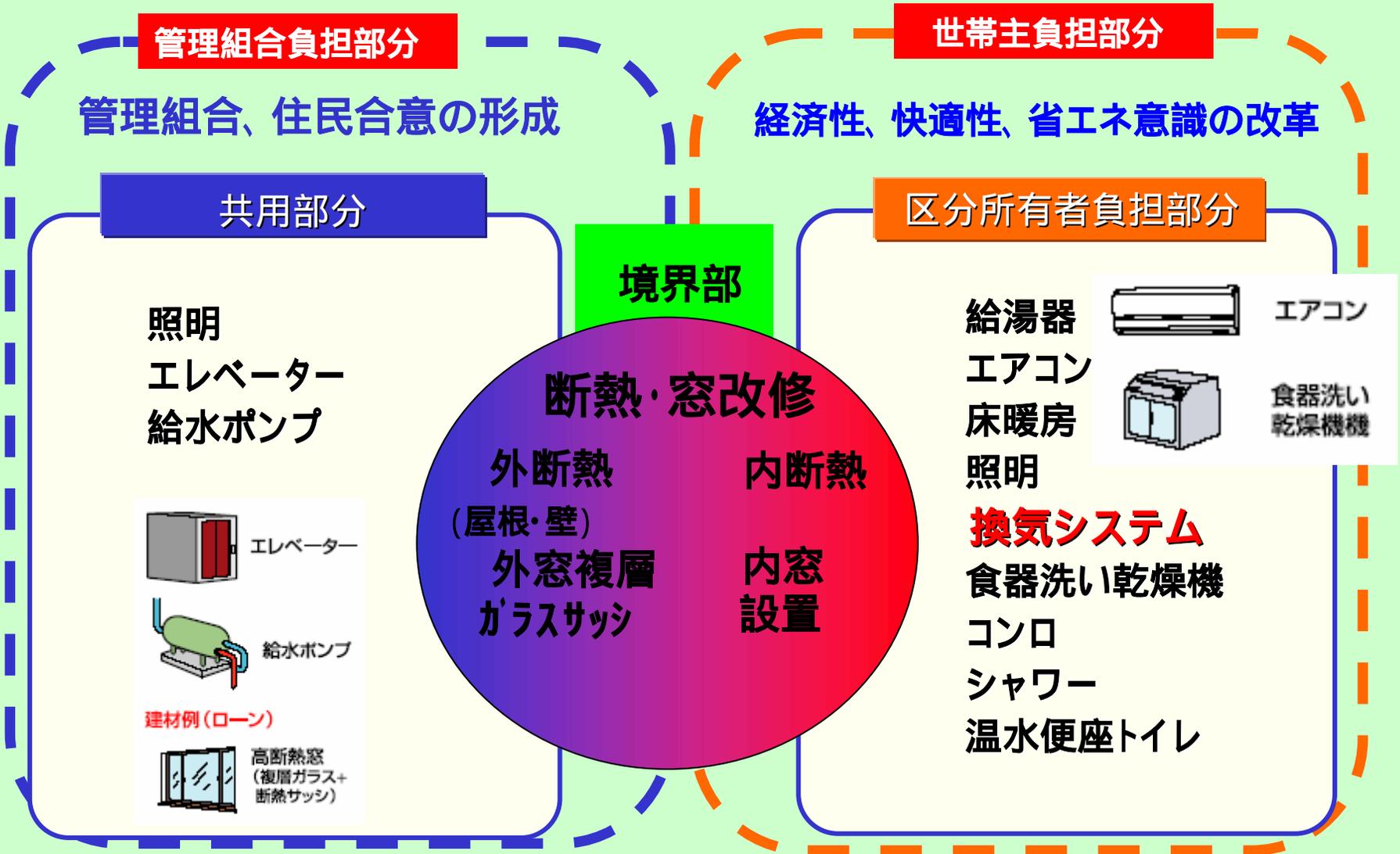


省エネ改修によって得られるもの

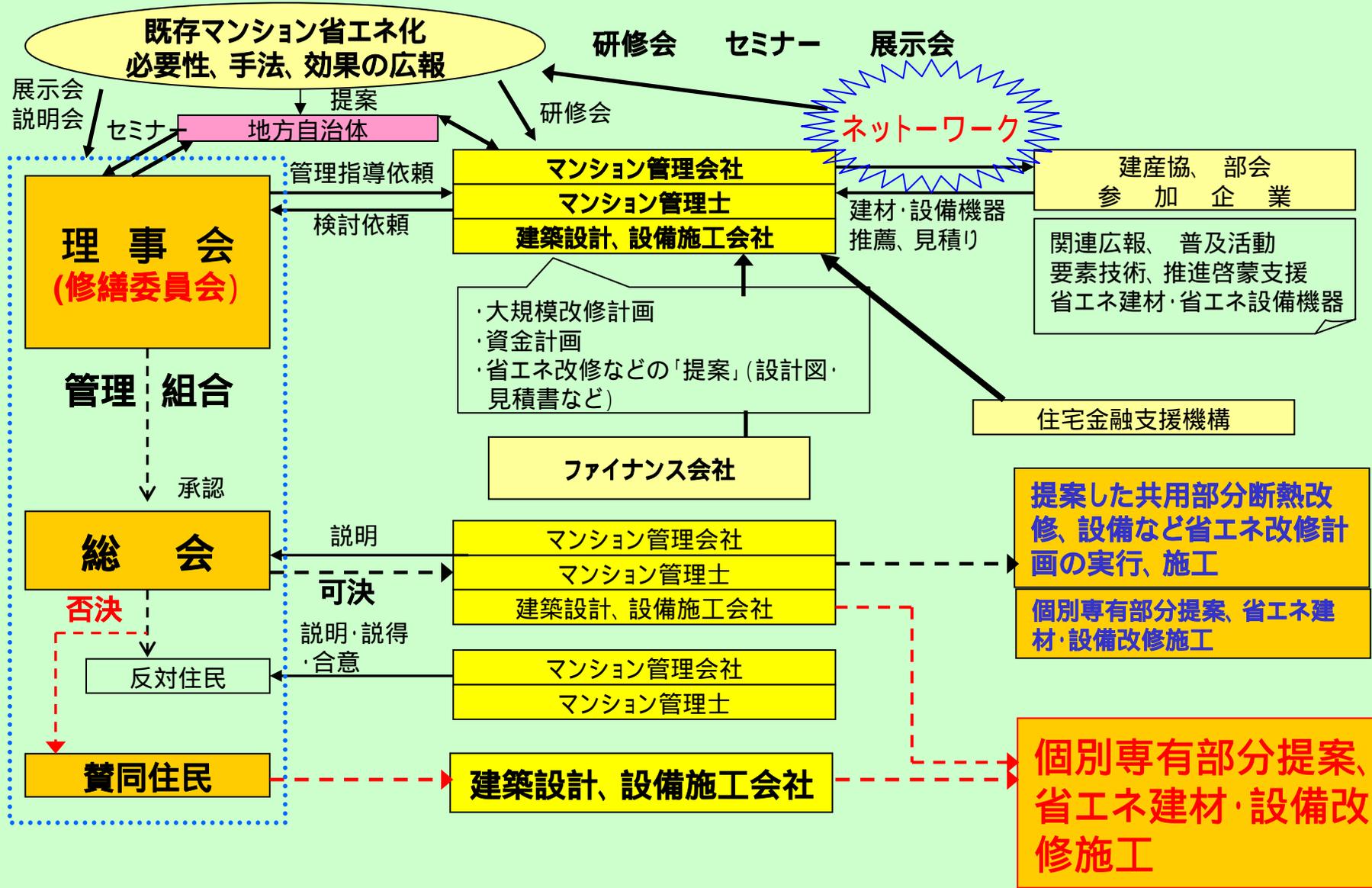
1. 快適性 : 冬暖かく、夏涼しい
2. 健康 : ヒートショックの防止
ダニ、カビが発生し難くなる
3. 経済性 : 暖冷房費などが削減出来る
4. 家の長寿命化と清潔さ : 表面結露(汚れ、カビの原因)、
内部結露(木材腐食の原因)
がなくなる

改修部分、機器と資金調達の方

修繕積立金、リース・ローン、等の活用



想定される省エネ改修提案～住民合意形成プロセス



既築マンションで省エネ改修をすれば

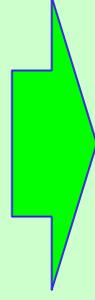
快適性と美観向上から資産価値が上がり、更なる省エネ機器への導入意欲が期待！

Before

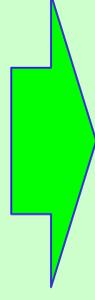
After



快適性 省エネ 資産価値の向上



更なる快適性と投資意欲への意識向上

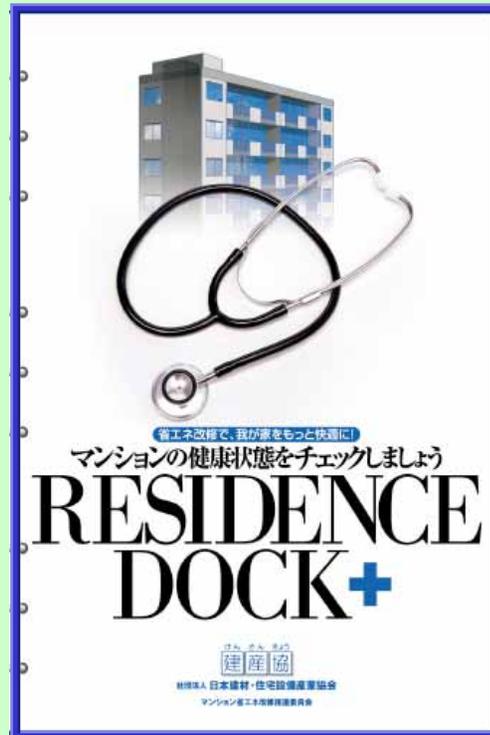


共用部、専有部への省エネ機器導入意欲向上

神奈川県内での外断熱改修事例写真



最近の省エネ建材・
設備機器にスイッチした
省エネ効果の一覧を紹介
(こんなにお得に)



快適生活へマンションの
健康状態をチェック
(快適性チェックシート)
・各部位の症状
・簡易的な対策
・省エネへの対策



快適に暮らせる省エネ改修を
知っていただくために、
最近の省エネ建材・設備機器
の情報と経済効果を紹介

省エネ広報・PRツール(2)

マンション大規模改修における省エネ改修の検討について

省エネ改修  簡易診断

断熱改修の効果を手軽に確認してみませんか

エネルギー削減が大きな課題！

代表的なマンション（東京地区）の用途別エネルギー消費の実態は暖冷房と給湯で全体の3/4を占めています。日本のほとんどの地域では、住宅の熱需要に対するエネルギー消費が多めで、それをいかに節減するかが大きな課題となっています。

大規模改修時に断熱改修を検討してみよう！

築20年以上（約528万戸と言われるマンションストックの1/3を占める）のマンションについては、新熱性・気密性に問題のあるケースがほとんどです。大規模改修時に是非断熱改修を検討されることをお勧め致します。

低価格な計算サービスを利用してみよう！

これまでは、断熱改修した場合の効果を計算するのに数十万円以上の費用が必要とされてきましたが、当協会・マンション省エネ改修推進部会ではできるだけ少ない費用負担で計算出来るサービスを紹介させていただけることになりました。シンプルに建物をモデル化した計算となりますが、断熱改修実施の判断は可能です。

コラム

最近の地球温暖化問題から、私たちの住まいについてもエネルギー使用の合理化を図ることが大変重要な課題という時代になってきました。日本全体のCO2排出量の1.4%を占める家庭でのエネルギー消費は、1990年比で4.0%も増加しています。京都議定書での日本のCO2排出量削減目標値は、2012年までに1990年比でマイナス6%を達成することとされています。

本件に関するお問い合わせ先

社団法人 日本建材・住宅設備産業協会

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町7-17-8 和政町ビル5F Tel 03-5640-0901 Fax 03-5640-0905

省エネ改修で我が家をもっと快適に！
実践！マンション・エコリノベーション



既築マンション省エネ改修実例シリーズ①

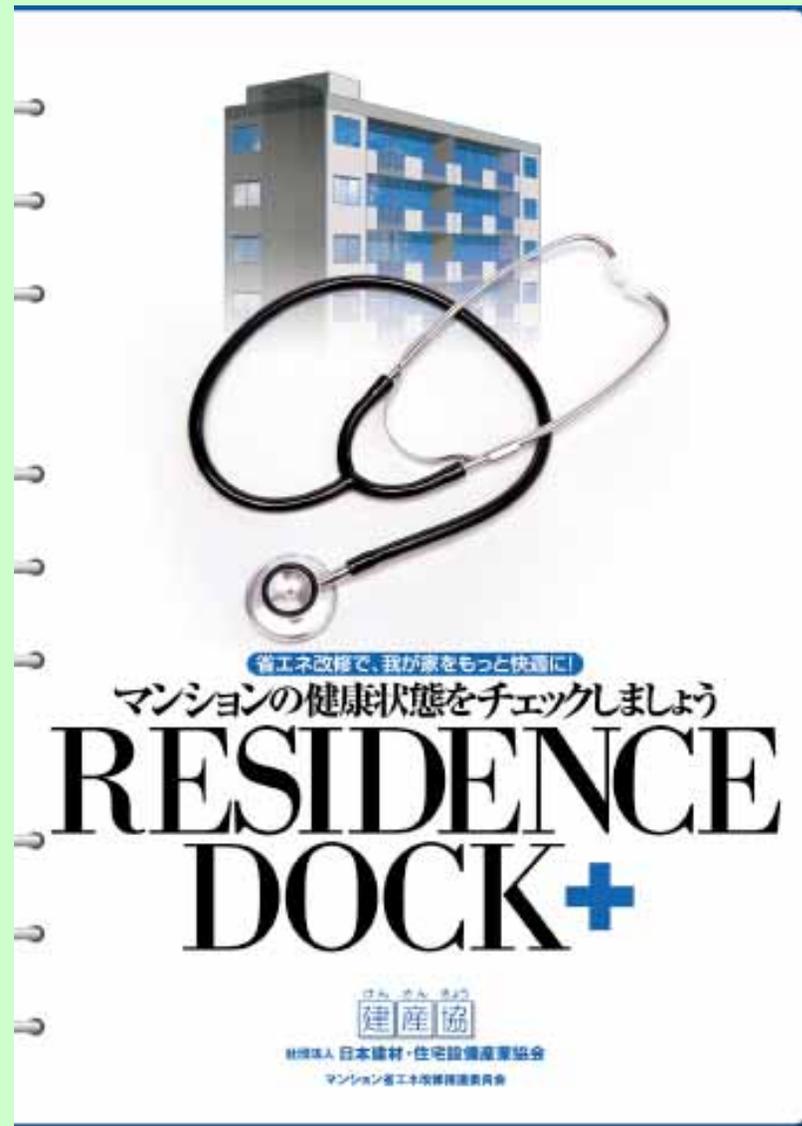
Mansion Eco Renovation

けん さん せう
建産協

社団法人 日本建材・住宅設備産業協会

マンション省エネ改修推進委員会

マンション・レシデンスドック



トラブルを改善して快適な生活へ!

快適性を追求すると省エネにつながるものが多くあります。

トイレ・浴室 温水洗浄便座
 ● 温水洗浄便座の設置により、トイレの清掃が楽になります。
 ● 温水洗浄便座の設置により、トイレの快適性が向上します。

玄関ドア
 ● 玄関ドアの断熱性能を向上させることで、冬の冷気侵入を防ぎます。
 ● 玄関ドアの断熱性能を向上させることで、夏の熱気侵入を防ぎます。

内窓
 ● 内窓の設置により、窓からの熱の出入りを抑制します。
 ● 内窓の設置により、窓からの騒音を低減します。

換気システム
 ● 換気システムの設置により、室内の空気を入れ替えます。
 ● 換気システムの設置により、室内の湿度を調整します。

遮光
 ● 遮光カーテンの設置により、直射日光を遮断します。
 ● 遮光カーテンの設置により、室内の温度を調整します。

温度 室内の温度が、外気温の影響を受けやすいです。熱の流出、流入をコントロールすることによって問題を解決します。

空気 室内の空気を入れ替えて、新鮮な空気を確保します。湿度を調整して、快適な生活環境を創ります。

防音 騒音を低減して、静かな生活環境を創ります。遮音材の設置や、防音カーテンの設置などがあります。

防湿 湿気を低減して、カビやダニの発生を防ぎます。除湿機や、防湿シートなどの設置があります。

遮光 直射日光を遮断して、室内の温度を調整します。遮光カーテンや、遮光シートなどの設置があります。

温度

室内の温度が、外気温の影響を受けやすいです。熱の流出、流入をコントロールすることによって問題を解決します。

- 室内に関する症状**
- 原因1 冬は壁や天井が冷たく、夏は壁や天井も暑い。
 - 原因2 直射日光をカーテンで遮っていない。
 - 原因3 窓からの熱の流出入をカーテンで遮る。
 - 原因4 空気を入れ替えていない。部屋を閉めっぱなし。
 - 原因5 コンクリートの蓄熱がなかなか冷めない。
- 簡易なレベルの対策** 比較的小さな改修や、工夫次第で改善します。
- カーテンを閉める。
 - カーテンを設ける。
 - 室内にブラインドを設置する。
 - 厚手の断熱材を貼る。
 - 遮光カーテンを貼る。
 - 窓の外に断熱材を貼る。
- 廊下に関する症状**
- 原因1 空気を入れ替えていない。部屋を閉めっぱなし。
- 簡易なレベルの対策** 比較的小さな改修や、工夫次第で改善します。
- 厚手の断熱材を貼る。
 - 遮光カーテンを貼る。
 - 窓の外に断熱材を貼る。

- 省エネエコマンションへの改修レベルの対策** 大きな改修が必要。
- 窓ガラス・サッシ枠の調整・部品交換。
 - サッシ枠のあたり部分にクッション材・パッキン材を貼る。
 - 窓ガラス・サッシ枠に断熱材を貼る。
 - 壁・床・天井から外部へ熱の流出入がないように断熱改修する。(外断熱改修)
 - 窓を複層ガラス・真空ガラスなど機能ガラスと樹脂製サッシ枠を使ったものにする。
 - 窓をLow-Eガラス等の機能ガラス、省エネタイプのサッシを使ったものにする。
 - 遮光ルーバー等を外部に取り付けて、直射日光を遮る。(設置条件に制限あり)
 - 玄関ドアを断熱性・気密性の高いものに改修する。
 - 住宅性能を上げて、全館暖房(脱衣室にも気流を送る)か床暖房を採用する。
 - 局所換気(急激な温度上昇対応)と24時間換気システムを併用して、浴室暖房乾燥機付の排気用換気扇または換気システムを設置する。
 - トイレには排気用換気扇または換気システムを設置して、間接的にも暖房できるようにする。

外壁・屋上 境界部(共用部)

省エネ効果 12%削減
 コスト効果 50,953円 → 44,984円
 外壁と屋上に外断熱を施工。

窓・サッシ 境界部(共用部)

省エネ効果 11%削減
 コスト効果 50,953円 → 46,367円
 既存アルミサッシから樹脂断熱サッシ・複層ガラスに交換。

エアコン

省エネ効果 40%削減
 コスト効果 32,494円 → 19,448円
 既存設置エアコン(COP3.45)を省エネ型ハイスペックエアコン(COP6.3)に更新。

省エネ効果 28%削減
 コスト効果 30,140円 → 21,604円
 既存設置エアコン(COP3.3)を省エネ型ハイスペックエアコン(COP5.28)に更新。

「既築マンション省エネ改修のご提案」の活用方法



既存のものから、最近の省エネ建材・設備機器にスイッチすると こんなに**お得に省エネ!**

お慣れの家電製品と同様に、軽年劣化による性能低下は、毎年値を落れたマンションにも起こっています。最近の建材・設備機器は、高い省エネ効果や、性能の向上が実現され、其の削減効果も是非ご確認下さい。削減ポイントをお知らせすることで、お見込みを助けるよりも、快適な暮らしも経済的なコストパフォーマンスを実現しましょう。

省エネ効果は経年・コストもお得で、快適な暮らしの為に!

- 【省エネ効果】(エネルギー削減率 / 削減効果) (%)
- 【コスト】(省エネランニングコストの削減 / 削減効果) (%)
- 【削減効果】(ランニングコストの削減額 / 削減効果) (%)

境界部

外壁・屋上

| | |
|---------|---------|
| 標準 | 省エネ |
| 44,500円 | 44,500円 |
| 44,500円 | 44,500円 |

窓+ドア

| | |
|---------|---------|
| 標準 | 省エネ |
| 46,300円 | 46,300円 |
| 46,300円 | 46,300円 |

共用部

給水ポンプ

| | |
|---------|---------|
| 標準 | 省エネ |
| 44,300円 | 44,300円 |
| 44,300円 | 44,300円 |

エレベーター

| | |
|--------|--------|
| 標準 | 省エネ |
| 4,700円 | 4,700円 |
| 4,700円 | 4,700円 |

照明

| | |
|--------|--------|
| 標準 | 省エネ |
| 3,100円 | 3,100円 |
| 3,100円 | 3,100円 |

境界部

内壁

| | |
|---------|---------|
| 標準 | 省エネ |
| 40,700円 | 40,700円 |
| 40,700円 | 40,700円 |

内窓

| | |
|---------|---------|
| 標準 | 省エネ |
| 30,700円 | 30,700円 |
| 30,700円 | 30,700円 |

トイレ・便器

| | |
|---------|---------|
| 標準 | 省エネ |
| 10,500円 | 10,500円 |
| 10,500円 | 10,500円 |

温水洗浄便座

| | |
|--------|--------|
| 標準 | 省エネ |
| 2,300円 | 2,300円 |
| 2,300円 | 2,300円 |

エアコン

| | |
|---------|---------|
| 標準 | 省エネ |
| 18,140円 | 18,140円 |
| 18,140円 | 18,140円 |

床暖房

| | |
|---------|---------|
| 標準 | 省エネ |
| 15,100円 | 15,100円 |
| 15,100円 | 15,100円 |

照明

| | |
|--------|--------|
| 標準 | 省エネ |
| 3,000円 | 3,000円 |
| 3,000円 | 3,000円 |

食器洗い乾燥機

| | |
|---------|---------|
| 標準 | 省エネ |
| 17,000円 | 17,000円 |
| 17,000円 | 17,000円 |

専有部

シャワー水栓金具

| | |
|---------|---------|
| 標準 | 省エネ |
| 44,000円 | 44,000円 |
| 44,000円 | 44,000円 |

コンロ

| | |
|--------|--------|
| 標準 | 省エネ |
| 3,100円 | 3,100円 |
| 3,100円 | 3,100円 |



省エネ断熱建材・快適外断熱改修

外断熱(壁・屋上)改修

境界部(共用部)

低炭素マンション
省エネ改修のご案内

もっと詳しく知りたい方はコチラ!

| | | | | |
|----------|------------|------------------------|---|---|
| 部 | 省エネ改修メニュー | 参考商品取り扱い企業名 | 問い合わせ | ホームページURL |
| 境界部(共用部) | 外断熱(外壁・屋上) | 株式会社サンクピット ダウ化工株式会社 | TEL:03-5256-5637 TEL:0120-113210 (お客様相談) | http://www.cinqvit.com/ http://www.dowkakah.co.jp/ |

「外断熱」ってなあに?

建物の外壁、屋上に断熱材を施工することを外断熱といいます。
建物の外側を断熱材が包み込み、コンクリートの蓄熱効果を高めます。

外断熱材を取り付けるとどうなるの?



静かに工事が
できるので、
引越し無用です。

省エネ・耐久性・
室内の快適性・
結露のない
健康住宅へ。

利便性

外断熱の施工は、アンカーなどを取り付けないので、大きな騒音は発生しません。また、溶剤などの臭いもありませんので、マンションで生活しながら、工事が行えます。引越しなどでムダに費用がかからず安心です。

快適性

外断熱工法は、蓄熱体であるコンクリート全体を分厚い断熱材で包み込むので、マンション全体の温度を一定に保ち、快適で優れた断熱効果が得られます。また、室内側のFRC壁の温度が冷えにくくなるので、室内の結露を抑えることができます。

経済性

断熱性が向上し、冷暖房費を抑え、
マンション自体の資産価値も高くなります。

外断熱工法は、建物全体で均一な蓄熱効果が現れ、各戸、各部屋の温度変化が少ない快適な空間が生まれます。このため、冷暖房の運転効率が向上し、冷暖房費を軽減できます。また、外断熱工法は、蓄熱効果だけでなく、外壁の耐久性も向上し、長期大規模修繕費用も減少するなど、マンションの資産価値を高めます。



何10トンものコンクリートが
大きな熱の貯金箱。
すっぽり覆って断熱します。



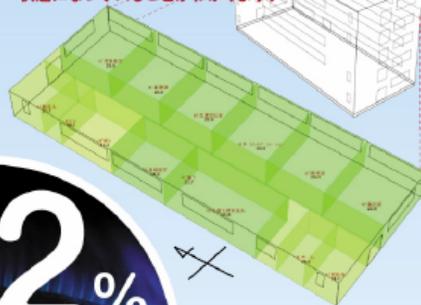
冬季は、ガラス窓から日射熱を室内に取り込み蓄熱し、夏季は、カーテンやブラインドなどで日射を遮り、夜間の通風で排熱しましょう。太陽や大気と上手につきあうことで外断熱が効果を最大限に発揮します。

省エネになる原理

マンションで使われている何十トンものコンクリートは、建物の構造を維持するためだけでなく、建物自体の熱を蓄える大きな熱の貯金箱になります。この貯金箱を外側からすっぽり断熱材で覆い込み、外からの熱の流入や流出を遮ることで、蓄熱効果を高めます。だから、全室が快適な室温を保てるのです。

光熱費を約12%節約。
建物自体の耐久性が上がり、
大規模修繕費用も軽減。

ある階の室温シミュレーション結果
建物を外断熱改修した場合の
各内室部の温度が均一で
快適になっていることがわかります。



約12%
年間の光熱費を
節約

経済効果はどのくらい?

断熱性が向上することにより、冷暖房の光熱費も約12%節約できます。また、各部屋の温度差も少なく、冬場の浴室やトイレなどで強いストレスを軽減します。外断熱工法を施工すると、建物自体の耐久性も上がり、メンテナンスや、大規模修繕費用を軽減する効果も見込めます。

導入時の注意点

外断熱改修工事は、専門家による診断・計画・施工が必要です。計画に先立ち、以下の点にご注意ください。

- サッシ・開口部(窓)の方位や仕様によって、日射遮蔽や窓計画の対策が必要になる場合があります。外断熱改修の設計にあたって、事前に、設計者による検証が必要になります。
- 外壁の状況によっては、大規模な補修工事が必要になる場合があります。施工業者による現場の調査・確認が必要となります。
- 外断熱改修する建物の換気計画が不十分な場合、改修後において夏季の室温上昇の原因になることがあります。「蓄熱体の温度管理」に配慮された「冷暖房換気計画」が必要となります。この点は施工業者にご相談ください。
- その他、外断熱改修に関するご注意はメーカーのカatalog等をご覧ください。

外断熱建材を取り付けて、快適生活が始まります。



省エネ住宅設備・快適水まわり(浴室・トイレ)改修

水まわり(浴室・トイレ)

専科部 (住宅設備専門)



もっと詳しく知りたい方はコチラ!

| | | | |
|--------------|-----------|--|---|
| 部 | 省エネ改修メニュー | 担当部署/お問い合わせ | ホームページURL |
| 専科部 (住宅設備専門) | 浴室 | 株式会社INAX TEL:0120-1794-00 (住宅設備部) | http://www.inax.co.jp/ |
| | トイレ | 松下電工株式会社 株式会社INAX TEL:0120-878-385 (浴室設備部) TEL:0120-1794-00 (住宅設備部) | http://www.mew.co.jp/ http://www.inax.co.jp/ |

『省エネ浴室改修』ってなあに?

お使いの2バルブ水栓金具をサーモスタットシャワー水栓金具、節水シャワーヘッドや保温浴槽付の浴室ユニットなどに改修することです。

サーモスタットシャワー水栓金具なら、意識することなく節水に。

浴槽の温度キープ技術と浴室の冷たさを解消して快適に。



約**35%**年間の光熱費を**節約**

利便性

サーモスタット水栓・手元切替スイッチ付き節水シャワーヘッドに取り替えると温度調節時のムダ水やこまめな開閉がしやすくなり、水道使用量やエネルギー消費量を削減。手持ちでシャワーを使っているとき、指先でオン/オフできます。

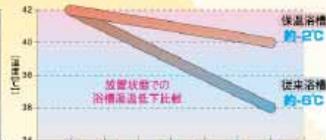
経済性

浴室改修で年間約22,000円もお得。

水道代とエネルギー代は、サーモスタットシャワー水栓金具と節水シャワーヘッドで年間約19,000円、保温浴槽で年間約3,000円お得になります。

導入時の注意点

●浴室ユニットの設置場所が10cm以上高く取付してください。
●ユニットの取付位置は、必ずしも壁面に固定してください。
●ユニットの取付位置は、必ずしも壁面に固定してください。
●ユニットの取付位置は、必ずしも壁面に固定してください。
●ユニットの取付位置は、必ずしも壁面に固定してください。



快適性

浴槽湯温を快適な温度に保つ保温浴槽。保温力が高く、追い炊きによるエネルギー消費量が削減でき、大幅な省エネ効果が実現できます。また、断熱性の高い床などもあり、足元がヒヤッとすることなく、快適な浴室にすることができます。

『省エネトイレ改修』ってなあに?

お使いのトイレを最新の節水便器に改修したり、温水洗浄便座を貯湯式から最新の瞬間式に改修することです。

最新の節水便器なら、意識することなく節水に

瞬間式温水洗浄便座なら、温水の保温が不要。



約**60%**年間の光熱費を**節約**

利便性

最新の節水便器は大洗浄が13リットルから6リットルに節水。また、便器のリモコンボタンを押すだけで機能部がリフトアップ、便器のとの隙間がきれいにお掃除できる便利なものもあります。

経済性

トイレ改修で年間約17,000円もお得。

水道代とエネルギー代は、節水便器で年間約12,000円、瞬間式温水洗浄便座で年間約5,000円お得になります。

導入時の注意点

●便器取替のリフォームの場合、排水の方向に注意が必要です。便器の後ろに太い管が見えるのは床下排水です。対応できる便器の種類や洗浄水量を測らして排水配管に支障が出ないことを専門業者に確認してください。
●アース端子があることを確認して、必ずアースを接続してください。トイレ内コンセント配線元のブレーカ容量を確認してください。他の電機器具への影響を専用の回路として独立していることが望めます。機種選定に当たっては、事前にトイレ空間の寸法や突起物の有無などを確認しておくといでしょう。

浴室の改修で省エネ、さらに快適生活が始まります。

トイレの改修で省エネ、さらに快適生活が始まります。

「省エネ改修」で減税や補助金を受けられます

詳しくは、(社)住宅リフォーム推進協議会発行の資料を参照下さい。

改修工事内容が確認出来る書類の書式については、(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターの「リフォネット」(<http://www.refonet.jp>)の減税コーナーから入手出来ます。

リフォームをグッと身近にする
減税 補助・融資
の支援制度を知っていますか?

バリアフリー

住宅リフォーム
助成制度
活用の
すすめ

平成21年度からの
新たな
リフォーム減税で
(バリアフリー省エネ)
さらにおトクに
なりました!

省エネ

耐震

監修: 国土交通省住宅局
協力: 経済産業省、厚生労働省、
独立行政法人 住宅金融支援機構

「省エネ改修」で減税や補助金を受けられます

住宅ローン減税制度(省エネ改修関係)

| | | | |
|-------|--|-------------|---------|
| 減税種類 | ローン型減税(住宅ローン減税[住宅ローン等の年末残高の1%が10年間にわたり所得税から控除]) | | |
| 対象 | 当該リフォーム工事に係る住宅ローンの年末残高 | | |
| 時期 | [改修後に居住を開始した日] | [控除対象借入限度額] | [最大控除額] |
| 限度額 | 平成21年1月1日～12月31日 | 5,000万円 | 500万円 |
| 控除額 | 平成22年1月1日～12月31日 | 5,000万円 | 500万円 |
| | 平成23年1月1日～12月31日 | 4,000万円 | 400万円 |
| | 平成24年1月1日～12月31日 | 3,000万円 | 300万円 |
| | 平成25年1月1日～12月31日 | 2,000万円 | 200万円 |
| 控除期間 | 10年 | | |
| 控除率 | 1% | | |
| 適用要件 | 工事費100万円超および増改築工事の床面積が50㎡以上となる工事 (耐震改修工事、一定のバリアフリー改修工事および一定の省エネ改修工事を含む) | | |
| 個人住民税 | 平成21年1月1日～平成25年12月31日に居住を開始した方で、住宅ローン減税の最大控除額まで所得税額が控除されない方については、所得税から控除しきれない額について、個人住民税から控除されるようになります。ただし、個人住民税からの控除額は、当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額(最高9.75万円)が上限になります。 | | |

省エネ改修の固定資産税軽減制度

| | | | |
|------|--|------|--------|
| 対象 | 当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額(120㎡相当分まで) | | |
| 時期 | [改修を行う時期] | [期間] | [軽減額] |
| 期間 | 平成20年4月1日～平成22年3月31日 | 1年間 | 1/3を減額 |
| 軽減額 | (注)平成20年1月1日以前から存していた住宅(賃貸住宅を除く) | | |
| 適用要件 | <ol style="list-style-type: none"> 省エネ改修工事が次の要件に該当すること 窓の改修工事 または と併せて行う 床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事 改修部位がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合することになるもの 省エネ改修工事費用が30万円以上であるもの 省エネ改修工事完了後、3ヶ月以内に改修工事内容が確認できる書類等を添付して市区町村に申告すること | | |

「省エネ改修」で減税や補助金を受けられます

省エネ改修の所得税控除制度

| リフォーム種類 | 省エネ | |
|---------|--|---|
| 減税種類 | C 住宅リフォームに関する投資型減税 | E ローン型減税(省エネ改修促進税制) |
| 対象 | 省エネ改修に要した費用 | 当該リフォーム工事に係る住宅ローンの年末残高 |
| 時期 | 改修後の居住開始日: 平成21年4月1日～平成22年12月31日 | 改修後の居住開始日: 平成20年4月1日～平成25年12月31日 |
| 控除期間 | 1年 (工事を行った年分のみ適用) | 5年 |
| 控除率 | 10% (控除対象限度額200万円) [※1、4] | イ. 特定の省エネ改修工事 [※5] に係る工事費用相当部分 (イの控除対象限度額200万円) :2% ロ. イ以外の工事費相当部分 :1% 控除対象限度額 (イ+ロ) :1,000万円 |
| 適用要件 | <ol style="list-style-type: none"> 省エネ工事を行った者が自ら所有し、居住する住宅であること 省エネ改修工事が次の要件をすべて満たすこと <ol style="list-style-type: none"> すべての居室の窓全部の改修工事 または①と併せて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事、④壁の断熱工事、⑤太陽光発電装置設置工事 (①～④については、改修部位がいずれも現行の省エネ基準以上の省エネ性能となるもの、⑤については一定のものに限る) であること 省エネ改修工事費用が30万円超であること (省エネ改修工事と同時に設置する太陽光発電装置の設置費用を含む) 「増改築等工事証明書」(建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が作成したもの) 等の必要書類を添付して確定申告を行うこと | <ol style="list-style-type: none"> 省エネ工事を行った者が自ら所有し、居住する住宅であること 省エネ改修工事が次の要件をすべて満たすこと <ol style="list-style-type: none"> すべての居室の窓全部の改修工事 または①と併せて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事、④壁の断熱工事、の工事で、改修部位がいずれも現行の省エネ基準以上の省エネ性能となり、かつ改修後の住宅全体の省エネ性能が現状から一段階相当上がると認められる工事内容であること [※6] 省エネ改修工事費用が30万円超であること 「増改築等工事証明書」(建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が作成したもの) 等の必要書類を添付して確定申告を行うこと |
| 備考 | <p>※1 改修に要した費用の額と、改修に係る標準的な工事費用相当額 [※2] とのいずれか少ない金額</p> <p>※2 標準的な工事費用相当額：改修工事の種類ごとに標準的な工事費用の額として定められた単価に、当該改修工事を行った床面積等乗じて計算した金額</p> <p>※4 併せて太陽光発電装置を設置する場合は300万円</p> <p>※5 改修後の住宅全体の省エネ性能が現行の省エネ基準相当に上がると認められる工事</p> <p>※6 ただし、平成21年4月1日～平成22年12月31日の間は、特定の省エネ改修工事以外の部分について下線部の要件を不要とする</p> | |

「住宅リフォームステップアップセミナー(消費者編)」(住宅リフォーム推進協議会)より引用

「省エネ改修」で減税や補助金を受けられます

政令で定められた特定省エネ改修工事の標準的な費用の額

| 地域区分 | 工事明細等 | ガラス交換 | 内窓新設 または 交換 | 内窓新設 | サッシ および ガラス 交換 | 天井等の 断熱性を 高める 工事 | 壁の 断熱性を 高める 工事 | 床等の 断熱性を 高める 工事 |
|------|----------------------------|-----------------------------|-------------------|-------|-------------------------|---------------------------|-------------------------|--------------------------|
| | | 床面積1㎡につき(円) | | | | | | |
| | 北海道を中心とした地域 | | 12,000 | | 19,600 | 2,500 | 18,000 | 5,000 |
| | 青森、岩手、秋田県を中心とした地域 | | 12,000 | | 19,600 | 2,500 | 18,000 | 5,000 |
| | 宮城、山形、福島、栃木、新潟、長野県を中心とした地域 | | | 8,000 | 19,600 | 2,500 | 18,000 | 4,000 |
| | 上記から および、 以外を中心とした地域 | 6,600 | | 8,000 | 16,000 | 2,500 | 18,000 | 4,000 |
| | 宮崎、鹿児島県を中心とした地域 | 6,600 | | 8,000 | 16,000 | 2,500 | 18,000 | |
| | 沖縄県 | 6,600 | | | | 2,500 | 18,000 | |
| | | 太陽光発電設備設置工事：1KW当たり 735,000円 | | | | | | |

注：平成21年経済産業省・国土交通省告示第4号より抜粋

各種リフォーム税制併用可能組合わせ表

| | | 住宅ローン 減税 | 省エネ改修減税 | | |
|----------------|-------|-------------|---------|------|-------|
| | | | 投資型 | ローン型 | 固定資産税 |
| 住宅ローン減税 | | | × | × | |
| 省エネ改修 減税 | 投資型 | × | | × | |
| | ローン型 | × | × | | |
| | 固定資産税 | | | | |
| バリアフリー 改修減税 | 投資型 | × | 1 | × | |
| | ローン型 | × | × | 2 | |
| | 固定資産税 | | | | |
| 耐震改修 減税 | 投資型 | | | | |
| | 固定資産税 | | | | × |

1 … 合計で最大控除額20万円、併せて太陽光発電装置を設置する場合は30万円

2 … 合計で控除対象限度額2%：200万円、全体：1,000万円

3 … 同一年での併用は不可

「省エネ改修」の補助金平成21年度事例紹介

平成21年度省エネ改修関連補助金一覧

| 制度名 | | 制度概要 | 補助額 | 問い合わせ先 |
|--------------------|-----------------------------|--|-------------------------------------|--|
| 地域協議会民生用機器導入促進事業 | | <p>「地球温暖化対策地域協議会」を活用し、CO₂の排出量削減に役立つ「高効率断熱資材」、「先進的省エネ設備」などを地域においてまとめて導入する事業に対し、支援されます。支援対象事業は5つあり、各対象事業について省エネ機器の注文が一般家庭・事業所を合わせて10件以上ままとると、環境省より1/3補助が受けられます。</p> <p>第1次公募：H21.4.13～5.11 第2次公募：H21.5.12～6.10 第3次公募：H21.6.11～7.10 第4次公募：H21.7.13～8.10</p> | 対象経費の 1/3 [但し、上限 40万円/戸] | 各地方環境事務所・環境対策課 (北海道、東北、関東、中部、近畿、 中国四国、九州) 環境省地球環境局地球温暖化文 URL： http://www.env.go.jp/ |
| 住宅・建築物省エネ改修推進事業 | | <p>以下の要件を満たす既存住宅、事務所ビル等の建築物の省エネ改修事業 躯体(外皮)の断熱改修を行うものであること 建物全体で概ね10%以上の省エネ効果があること 等</p> <p>第1次公募：H21.5/中～6/中 第2次公募：H21.9頃～ 補助限度額は、5,000万円/事業(設備に要する費用は2,500万円まで)</p> | 対象経費の 1/3 | 独立法人建築研究所 住宅・建築物省CO ₂ 推進モデル事業評 TEL：03-3222-7882 URL： http://www.kenken.go.jp/shouenekaishu/index.html |
| 高効率給湯器導入促進事業 | CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器 | <p>以下の要件を満たすCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器の設置に対し補助 CO₂冷媒を使用していること 家庭用は、年間給湯効率を一次エネルギー換算した値が、1.1以上であること 実施機関が指定した給湯器であること</p> | 定額 | 有限責任中間法人日本エレクトロニクス TEL：03-5614-7855 URL： http://www.jeh-center.org/ecocute/e-index.html |
| | 都市ガスを燃料とするもの | <p>以下の要件を満たす潜熱回収型給湯器の設置に対し補助など 潜熱を回収するための熱交換器を備えていて、給湯熱効率が90%以上であること 都市ガスを使用していて、定格給湯能力が60号以下であること 実施機関が指定した給湯器であること</p> | 定額 | 有限責任中間法人都市ガス振興センター TEL：03-3502-5545、5589 URL： http://www.gasproc.or.jp/index.html |
| | LPガスを燃料とするもの | <p>以下の要件を満たす潜熱回収型給湯器の設置に対し補助など 潜熱を回収するための熱交換器を備えていて、給湯熱効率が90%以上であること LPガスを使用していて、定格給湯能力が60号以下であること 実施機関が指定した給湯器であること</p> | 定額 | 日本LPガス団体協議会 TEL：03-5511-1411、1416 URL： http://www.nichidankyogr.jp |
| 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金 | | <p>以下の要件を満たす太陽光発電設備の設置に対し補助 変換効率が一以上のも 一定の品質・性能が一定期間確保されているもの KW当たりのシステム価格(施工費含む)が70万円以上のもの この他に、都道府県や市町村等でも補助金制度のあるところもあり、これらとの併給が可能となっている。</p> | 1KW当たり 7万円 | 有限責任中間法人太陽光発電協会 / 太陽光発電普及拡大センター TEL：043-239-6200 URL： http://www.j-pec.or.jp |

「住宅版エコポイント制度」の概要

住宅版エコポイント について

国土交通省説明資料より

エコポイントの発行対象

2. エコポイントの発行対象

エコポイントの発行対象

○エコ住宅の新築

平成21年12月8日～平成22年12月31日に建築着工※したもの

※根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手

○エコリフォーム

平成22年1月1日～平成22年12月31日に工事に着手※したもの

※ポイント対象工事を含む工事全体の着手

- ・ ただし、平成21年度第2次補正予算の成立日以降に工事が完了し、引き渡されたものが対象
- ・ ~~エコポイントの申請期限については、今後公表予定。~~
- ・ 持家・借家、一戸建ての住宅・共同住宅等の別によらず対象
- ・ 国からの補助を受けて窓や壁等の断熱工事を行っている場合は、エコポイントの発行対象外（高効率給湯器や太陽光発電設備等については、ポイント対象工事に該当しないため、これらに対する補助を受けていても、エコポイントの発行対象になる）
- ・ 税制特例や融資の優遇を受けることは可能

ポイント発行の申請期限

(1) ポイント発行の申請期限

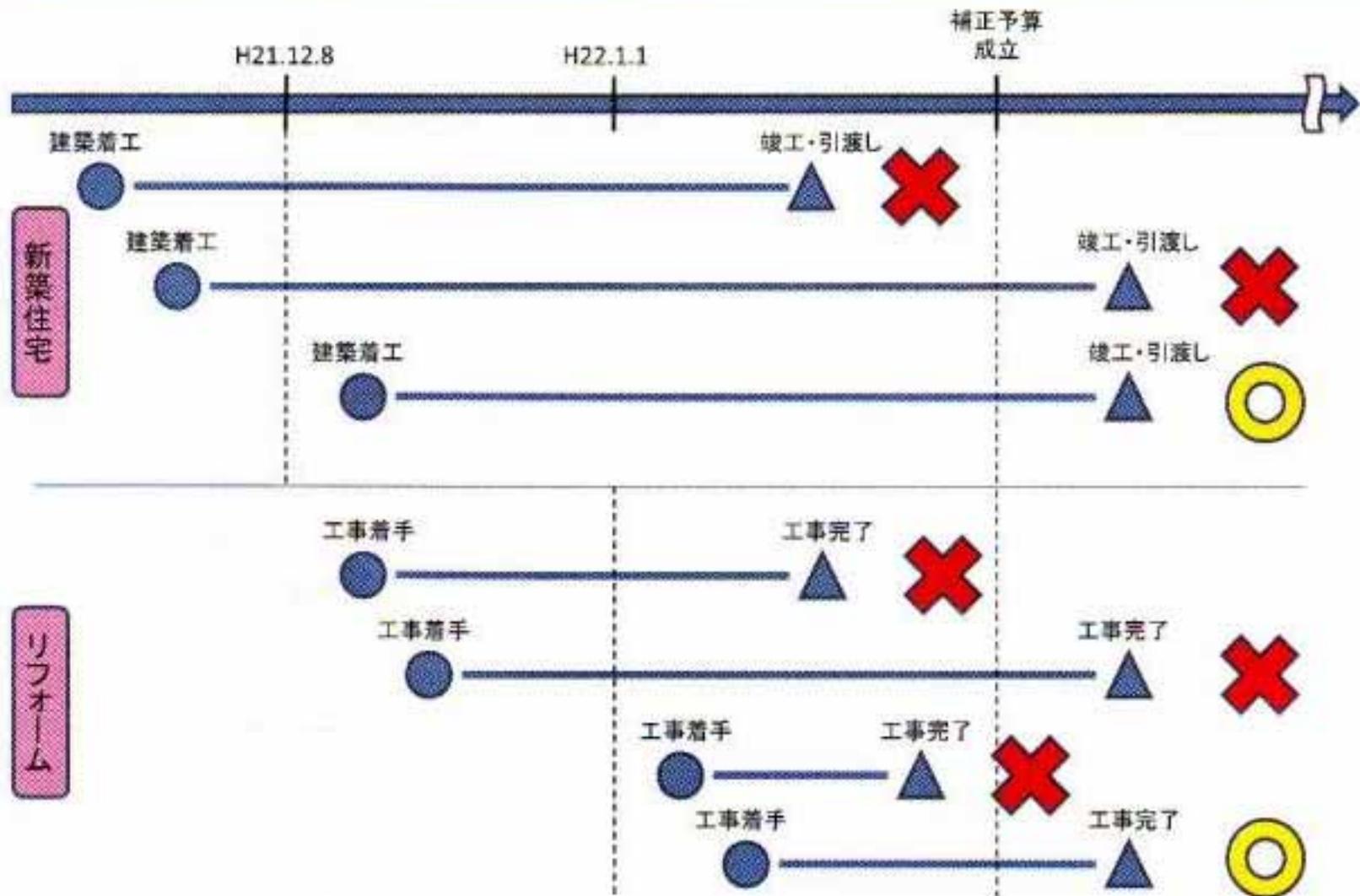
| 工事種類 | 建て方等 | ポイント発行申請の期限 |
|----------------|------------------|--|
| エコリフォーム※ | 一戸建ての住宅 共同住宅等 | 平成 23 年 3 月 31 日まで |
| エコ住宅の 新築工事※ | 一戸建ての住宅 | 平成 23 年 6 月 30 日まで |
| | 共同住宅等 | 平成 23 年 12 月 31 日まで (ただし、11 階建て以上のものは平成 24 年 12 月 31 日まで) |

※平成 22 年 12 月 31 日までにエコリフォームの工事に着手又はエコ住宅の建築着工したものが対象になります。

※申請期限の前に発行予定ポイントまで発行した場合は、上記によらずポイント発行を終了します。

エコポイント発行対象

2. エコポイントの発行対象



対象となる工事(エコ住宅の新築)

対象となる工事(エコ住宅の新築)

① 省エネ法に基づく「トップランナー基準※」相当の住宅

※省エネ法に基づく住宅事業建築主の判断の基準

又は

② 省エネ基準を満たす木造住宅

基準に適合することについて登録住宅性能評価を受ける必要がある。

発行エコポイント数
1戸あたり 300,000 ポイント

トップランナー基準 (共同住宅)

| | | |
|-----------------------------|--|--|
| IV 地域 (IV a、IVb 地域) V 地域 | 等級 4 | 以下の①～③のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯器 ^{※1} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合 ② 燃料電池 ^{※6} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合 ③ 開口部において高断熱仕様の窓 ^{※4} を有する場合 |
| | 等級 3 (躯体) + 開口部において等級 4 仕様の窓 | 以下の①～②のいずれかの仕様を満たすもの ① 主たる居室 ^{※8} にルームエアコンディショナー ^{※5} を設置し、高効率給湯器 ^{※1} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合 ② 主たる居室 ^{※8} にルームエアコンディショナー ^{※5} を設置し、燃料電池 ^{※6} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合 |
| | 等級 3 (躯体) + 開口部において高断熱仕様の窓 ^{※4} | 以下の①～②のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯器 ^{※1} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合 ② 燃料電池 ^{※6} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合 |

開口部のU値: 4.65以下

開口部のU値: 4.07以下

トップランナー基準(共同住宅)(2)

- 地域

| 断熱 | 開口部 | 高効率 給湯設備 | 節湯器具 | 燃料電池 | エアコン |
|------|------|-------------|------|------|------|
| 等級 4 | 等級 4 | | | - | - |
| | | - | | | - |
| 等級 3 | 等級 4 | - | - | - | - |
| | | | | | |
| 等級 3 | 高断熱 | | | - | - |
| | | - | | | - |

開口部 (地域) 等級 4 U 値 : 4.65 以下、高断熱 U 値 : 4.07 以下

必要な申請資料

エコポイント対象住宅証明書

a) 住宅事業建築主基準に係る適合証の写し

b) エコポイント対象住宅証明書

b) を推奨（費用：ハウスプラス約 35,000 円）

工事証明書

契約書又は領収書

確認済み証

検査済み証

申請者本人の確認証（健康保険証、運転免許証等）

代理申請者本人の確認証（健康保険証、運転免許証等）

対象となる工事(エコリフォーム)

対象となる工事(エコリフォーム)

省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号))に基づく省エネ判断基準(平成11年基準)に規定する断熱性能に適合するよう行う断熱改修

① 窓の断熱改修 (ガラス交換、内窓の新設、窓交換)

又は

② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

+ ①又は②の改修工事とあわせて実施

③ バリアフリー改修

(手すりの設置、屋内の段差解消、通路又は出入り口の幅の拡張)

※ それぞれの工事がポイントの発行対象になります。

エコリフォーム発行対象

窓の改修

a) 発行対象

改修後の窓が、省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号））に基づく省エネ判断基準（いわゆる「平成 11 年基準」。以下単に「省エネ判断基準」という。）に規定する断熱性能に適合するよう行う次のいずれかの断熱改修を対象とします。

内窓設置、外窓交換、ガラス交換

外壁、屋根・天井又は床の断熱改修（断熱材の使用量で規定）

共同住宅等 [単位：m³]

| 断熱材区分※ ¹ | 断熱材最低使用量 | | |
|---------------------|----------|-------|-----------------|
| | 外壁 | 屋根・天井 | 床※ ² |
| A-1 | 1.7 | 4.0 | 2.5 |
| A-2 | | | |
| B | | | |
| C | 1.1 | 2.5 | 1.5 |
| D | | | |
| E | | | |
| F | | | |

※¹ 断熱材の各区分の内容については別添 2 を参照。

※² 基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に 0.15 を乗じた値とします。

エコポイントの発行対象及び発行ポイント数

窓の断熱改修

| 大きさの区分 | 1箇所あたりのポイント数 | | | |
|--------|--|-------------|--|------------|
| | 内窓設置 ^{※1} 外窓交換 ^{※2} | | ガラス交換 ^{※3} | |
| | 面積 ^{※4} | ポイント数 | 面積 ^{※5} | ポイント数 |
| 大 | 2.8 m ² 以上 | 18,000 ポイント | 1.4 m ² 以上 | 7,000 ポイント |
| 中 | 1.6 m ² 以上 2.8 m ² 未満 | 12,000 ポイント | 0.8 m ² 以上 1.4 m ² 未満 | 4,000 ポイント |
| 小 | 0.2 m ² 以上 1.6 m ² 未満 | 7,000 ポイント | 0.1 m ² 以上 0.8 m ² 未満 | 2,000 ポイント |

※1 内窓の交換も含まれます。

※2 増築等に伴って新設されるものを含まれます。

※3 ガラス交換は、交換するガラス1枚あたりにポイントを発行します。

※4 内窓又は外窓のサッシの枠外寸法を測定します。

※5 ガラスの寸法を測定します。

エコポイントの発行対象及び発行ポイント数

外壁、屋根又は天井、床の断熱改修

i) 施工部位別ポイント数

| 施工部位別ポイント数 | | |
|--------------|-------------|-------------|
| 外壁 | 屋根・天井 | 床 |
| 100,000 ポイント | 30,000 ポイント | 50,000 ポイント |

③ バリアフリー改修（50,000ポイントを1戸あたりの限度とします。）

a) 発行対象

①又は②の改修工事と一体的に行う手すりの設置、段差解消又は廊下幅等の拡張のバリアフリー改修工事を対象とします。

b) 発行エコポイント数

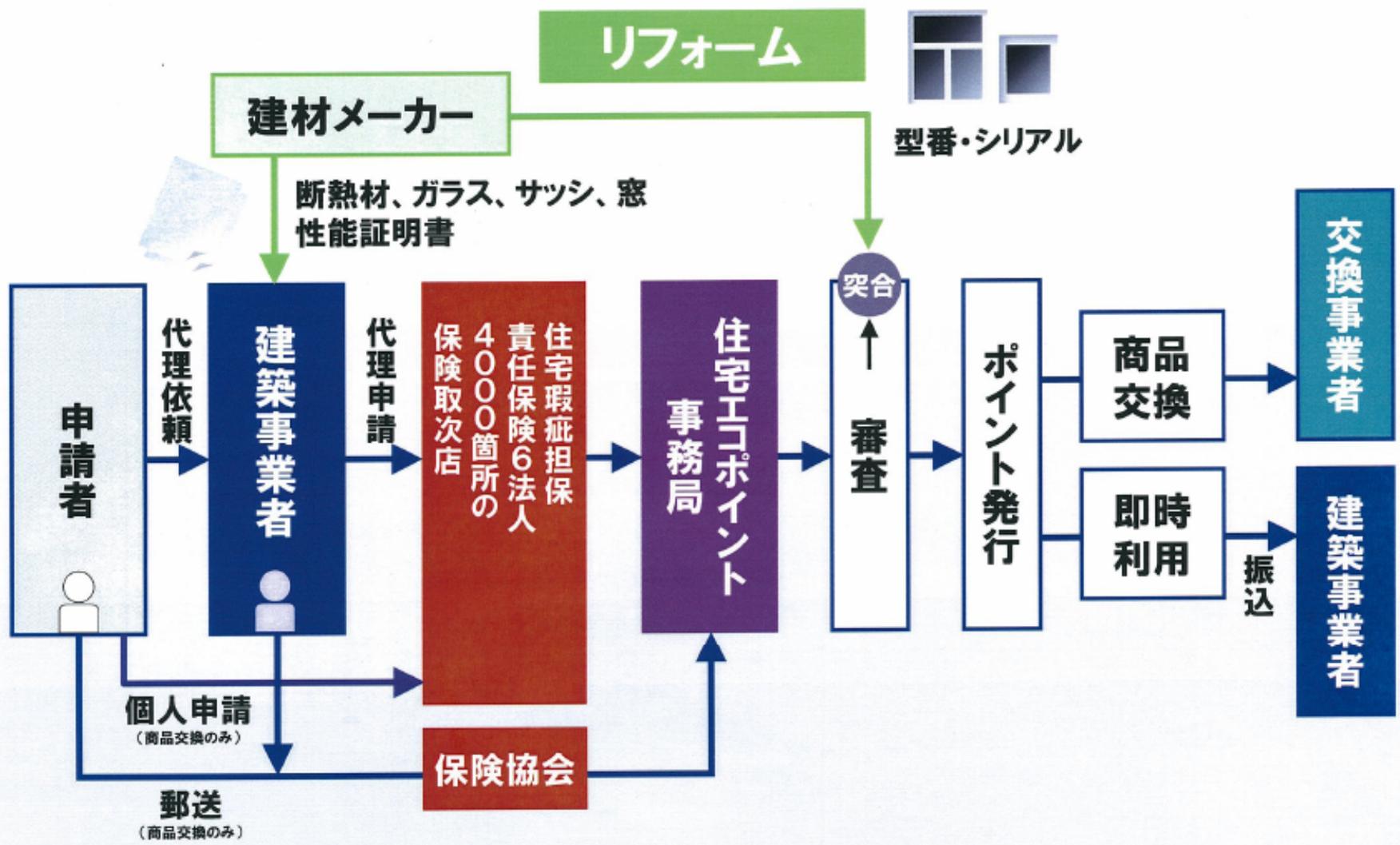
①又は②の改修工事と一体的に行うバリアフリー改修について、施工内容に応じて以下のポイント数を発行します。

| 施工内容※ | | ポイント数 |
|-------------|-----------------------------|-------------------------|
| 手すりの設置 | ○浴室の手すり設置 | 箇所数にかかわらず 5,000ポイント |
| | ○便所の手すり設置 | 箇所数にかかわらず 5,000ポイント |
| | ○洗面所の手すり設置 | 箇所数にかかわらず 5,000ポイント |
| | ○浴室・便所・洗面所以外の居室の手すり設置 | 箇所数にかかわらず 5,000ポイント |
| | ○廊下・階段の手すり設置 | 箇所数にかかわらず 5,000ポイント |
| 段差解消 | ○屋外に面する出入り口（玄関・勝手口等）の段差解消工事 | 箇所数にかかわらず 5,000ポイント |
| | ○浴室の段差解消工事 | 箇所数にかかわらず 5,000ポイント |
| | ○屋内（浴室を除く）の段差解消工事 | 箇所数にかかわらず 5,000ポイント |
| 廊下幅等の 拡張 | ○通路の幅を拡張する工事 | 箇所数にかかわらず 25,000ポイント |
| | ○出入口の幅を拡張する工事 | 箇所数にかかわらず 25,000ポイント |

※具体的な施工内容は原則バリアフリー改修促進税制の取扱いに準じます。（別添3参照）

エコポイントの申請方法(エコリフォーム)

申請及び交換フロー



① 窓の断熱改修

a) ガラス交換・内窓設置

ガラスメーカー又はサッシメーカーにおいて、個々の製品に対して、製品型番と製造番号を付した性能証明書^{※1}が交付されることを前提に、申請書に次の書類を添付して申請を行います。（1.～4. は申請者が工事施工者から入手する必要があります。ただし、4. の写真については申請者が撮影することもできます。）

1. メーカーが発行する性能証明書（製品型番、製造番号及び大きさが付されたもの）★
2. 工事施工者が発行する工事証明書（工事施工者の名称、住所、建設業許可番号（許可業者の場合）、工事期間、工事内容等を記載）★
3. 工事施工者が発行する領収書の写し
4. 工事現場写真（工事後に窓ごとに撮影^{※2}）
5. 申請者の本人確認書類（健康保険証、運転免許証の写し等）
6. （代理申請を行う場合）代理申請者の本人確認書類（健康保険証、運転免許証の写し等）

b) 外窓交換

申請書に次の書類を添付して申請を行います。（1.～4. は申請者が工事施工者から入手する必要があります。ただし、4. の写真については申請者が撮影することもできます。）

1. メーカーが発行する性能証明書^{※1}（製品型番、製造番号及び大きさが付されたもの）★
2. 工事施工者が発行する工事証明書（工事施工者の名称、住所、建設業許可番号（許可業者の場合）、工事期間、工事内容等を記載）★
3. 工事施工者が発行する領収書の写し
4. 工事現場写真（工事後に窓ごとに撮影^{※2}）
5. 申請者の本人確認書類（健康保険証、運転免許証の写し等）
6. （代理申請を行う場合）代理申請者の本人確認書類（健康保険証、運転免許証の写し等）

② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

申請書に次の書類を添付して申請を行います。（1.～4.については申請者が工事施工者から入手する必要があります。ただし、4.の写真については申請者が撮影することもできます。）

1. 卸業者等が発行する納品書又は吹込工事施工業者が発行する施工証明書（製品型番、使用量が付されたもの）★
2. 工事施工者が発行する工事証明書（工事施工者の名称、住所、建設業許可番号（許可業者の場合）、工事期間、工事内容等を記載）★
3. 工事施工者が発行する領収書の写し
4. 工事現場写真（改修部位ごとに施工中の状況を撮影※）
5. 申請者の本人確認書類（健康保険証、運転免許証の写し等）
6. （代理申請を行う場合）代理申請者の本人確認書類（健康保険証、運転免許証の写し等）

③ バリアフリー改修

申請書に次の書類を添付して申請を行います。（1.～3.については申請者が工事施工者から入手する必要があります。ただし、3.の写真については申請者が撮影することもできます。）

1. 工事施工者が発行する工事証明書（工事施工者の名称、住所、建設業許可番号（許可業者の場合）、工事期間、工事内容等を記載）★
2. 工事施工者が発行する領収書の写し
3. 工事現場写真（工事後に対象施工部位ごとに撮影※）
4. 申請者の本人確認書類（健康保険証、運転免許証の写し等）
5. （代理申請を行う場合）代理申請者の本人確認書類（健康保険証、運転免許証の写し等）

申請に必要な書類5

【 窓の断熱改修 : 内窓設置 】

窓性能証明書(住宅エコポイント申請用)

窓性能証明書

製品型番 ●●●●●●
製品番号(シリアルNo.) 0000000

- 1 内窓
- 2 製品名: ●●●
- 3 材質: 樹脂
- 4 形式: 引違い
- 5 サイズ: W1690mm×H1870mm
- 6 面積: 3.1㎡(大)
- 7 ガラスの種類: 単板ガラス
- 8 ガラス中央部の熱貫流率
- 9 省エネ基準対応地域: III・IV・V地域

事業者名 ●●●(株)

組立事業者名 ○○○○(株)

【 窓の断熱改修 : ガラス交換(リフォーム専用) 】

ガラス性能証明書(住宅エコポイント申請用)
<IV・V地域リフォーム専用製品用>

ガラス性能証明書

下記の商品は、IV地域・V地域のガラス交換エコポイントの対象商品であることを証明します。

ガラスラベル

製品型番: ●●●●●●●●
製品番号(シリアルNo.): 0000000
製品名: ●●●●●●
サイズ: W850mm×H1780mm
面積: (大)
ガラスの構成: FL3+A12+LE3
ガラス中央部の熱貫流率: 2.08 [W/(㎡・K)]
または日射侵入率

事業者名 _____ ガラスメーカー名 _____

申請に必要な書類6

【 断熱材 】

納品書（住宅エコポイント申請用）

平成〇〇年〇月〇日

(株)〇〇建設 殿

(株)〇〇商事△△支店
〒×××-××××
東京都××××
TEL××-××××
FAX××-××××

施工部名 : 〇様邸用
納期 : 〇年〇月〇日 〇時
受渡場所 : 〇〇県〇〇市...

| 製造事業者等名 | 製品名 | 製品型番 | 断熱材種別 ランク (A~F) | サイズ(mm) | 厚さ(mm) | 枚数 (または梱包数) | 出荷量 (m) |
|---------|-----|--------------|-----------------------|----------|--------|----------------|------------|
| △△△(株) | 〇〇〇 | 2ABC003011XX | E | 910×1820 | 50 | 100枚 | 8.28 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

※製品型番の欄には、各製造事業者等が住宅エコポイント事務局に登録している製品型番を記入ください。

【 断熱材 】

施工証明書（住宅エコポイント申請用）

平成〇〇年〇月〇日

(株)〇〇建設 殿

(株)〇〇商事△△支店
〒×××-××××
東京都××××
TEL××-××××
FAX××-××××

施工部名 : 〇様邸用
住所 : 〇〇県〇〇市...
施工完了日 : 〇年〇月〇日

施工内容

【 施工部位 : 屋根・天井 】

| 製造事業者等名 | 製品名 | 製品型番 | 断熱材種別 ランク (A~F) | 施工厚さ (mm) | 施工使用量 (㎡) |
|---------|-----|-------------|-----------------------|--------------|--------------|
| (株)〇〇〇 | △△△ | 1DEF1234567 | C | △△△ | 6.55 |
| | | | | | |

【 施工部位 : 外壁 】

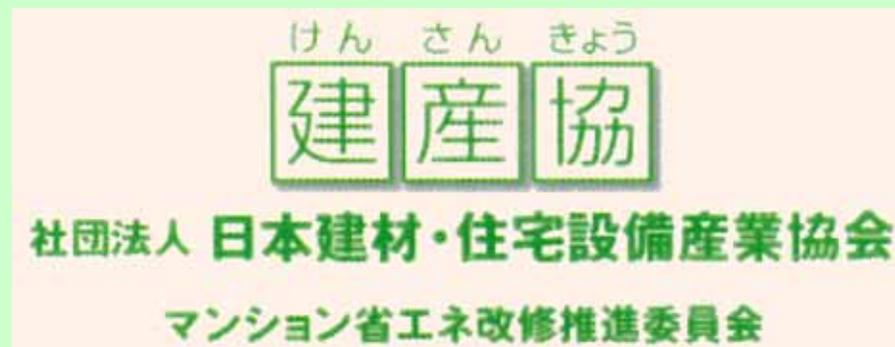
| 製造事業者等名 | 製品名 | 製品型番 | 断熱材種別 ランク (A~F) | 施工厚さ (mm) | 施工使用量 (㎡) |
|---------|-----|------|-----------------------|--------------|--------------|
| | | | | | |
| | | | | | |

【 施工部位 : 床 】

| 製造事業者等名 | 製品名 | 製品型番 | 断熱材種別 ランク (A~F) | 施工厚さ (mm) | 施工使用量 (㎡) |
|---------|-----|------|-----------------------|--------------|--------------|
| | | | | | |
| | | | | | |

※製品型番の欄には、各製造事業者等が住宅エコポイント事務局に登録している製品型番を記入ください。

マンションの改修の際には『省エネ』への配慮をご提案いたします



「既築マンション省エネ改修のご提案」に関するお問合せは
「建産協」までお問い合わせください。

TEL: 03-5640-0901

<http://www.kensankyo.org/>